

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所2号炉工事計画）（51）
2. 日 時：令和3年1月21日 13時30分～14時40分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

止野上席安全審査官、片桐主任安全審査官、皆川主任安全審査官※、  
宮本主任安全審査官※、土居安全審査専門職、西澤原子力規制専門員※

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 課長

原子力本部 原子力部 部長、他5名※

## 5. 要 旨

- （1）東北電力株式会社から、女川原子力発電所2号炉の工事計画補正申請のうち、基本設計方針について、提出資料に基づき説明があった。
- （2）これに対し、原子力規制庁は今後、説明内容について引き続き確認することとした。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：

- （1）女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表（基本設計方針）（O2-他-F-01-0027\_改3）
- （2）基本設計方針に関する説明資料【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】（O2-E-D-01-0044\_改2）
- （3）基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】（O2-E-D-01-0045\_改2）

- (4) 基本設計方針に関する説明資料【第64条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備】(O2-E-D-01-0046\_改2)
- (5) 基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】(O2-E-D-01-0047\_改2)
- (6) 基本設計方針に関する説明資料【第66条 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備】(O2-E-D-01-0048\_改2)
- (7) 基本設計方針に関する説明資料【第67条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備】(O2-E-D-01-0049\_改2)
- (8) 基本設計方針に関する説明資料【第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備】(O2-E-D-01-0052\_改2)
- (9) 基本設計方針に関する説明資料【第71条 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備】(O2-E-D-01-0054\_改2)
- (10) 基本設計方針に関する説明資料【第74条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備】(O2-E-D-01-0057\_改2)
- (11) 基本設計方針に関する説明資料【第38条 原子炉制御室等】(O2-E-D-01-0034\_改2)
- (12) 基本設計方針に関する説明資料【第77条 通信連絡を行うために必要な設備】(O2-E-D-01-0059\_改2)
- (13) 女川原子力発電所2号機 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備に関する概要について】(O2-他-F-04-0002\_改1)
- (14) 遠隔手動弁操作設備に関する基本設計方針の整理結果について (O2-E-D-24-0001\_改1)
- (15) 基本設計方針に係る系統名称の記載整理表 (O2-E-D-01-0063\_改1)
- (16) VI-1-1-5 クラス1機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書 (O2-E-B-01-0008\_改2)
- (17) 先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-1-5 クラス1機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書) (O2-E-B-01-0009\_改2)

以上